

指定金融機関の設置について

平成 9 年 7 月 1 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条により準用する同法第 235 条第 2 項の規定に基づき、地方自治法施行令第 168 条第 2 項の規定により、嶺南広域行政組合に属する現金の出納のため指定金融機関を設置し、下記の者をして取り扱わせしめるものとする。

記

株式会社 福井銀行